

(参考) 制度の概要

1 目的

九州地域の若手工芸家を国内及び国外に派遣し、伝統工芸に関する知識や技術を習得してもらい、九州の優れた伝統文化である伝統的工芸技術の維持継承、保存及び産地の振興を図る。

2 種類及び期間

国内派遣研修と国外派遣研修の2種類とし、その期間は6か月以内とする。

3 派遣対象

経済産業大臣が指定する九州の伝統的工芸品及び九州の各県知事が指定する工芸品等や、その工芸用具・材料（以下「伝統的工芸品」〔表「対象の伝統的工芸品」参照〕という）の製造に従事している方で、次の要件を満たす方。

- (1) 原則として、九州に在住しており、45歳以下。
- (2) 基礎的素養があり、伝統工芸への技術習得に強い意欲がある。
- (3) 派遣研修後も、引き続き伝統的工芸品の製造に従事する。
- (4) 健康かつ健全な心身を持ち、研修先の生活・環境に順応できる。

対象の伝統的工芸品

(経済産業大臣指定品目)

小石原焼、博多人形、博多織、久留米絣、八女福島仏壇、上野焼、八女提灯、伊万里・有田焼、唐津焼、三川内焼、波佐見焼、小代焼、天草陶磁器、肥後象がん、別府竹細工、都城大弓、本場大島紬、川辺仏壇、薩摩焼

(各県知事指定品目)

福岡・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島各県は県指定品目。

大分県は、平成7・8年度に県が実施した「地域工芸品振興対策事業」の対象品目。

4 研修費用の支給

派遣されることが決定された方には、自己研鑽や研修のために必要と認める費用を当社が支給する。

ただし、次の金額を上限とする。

- 国内派遣研修 150万円
- 国外派遣研修 300万円

5 派遣者数

国内外合わせて年間3名程度。

6 募集

対象者の募集については、経済産業大臣指定の伝統的工芸品産地組合及び九州の各県知事指定の工芸品の産地組合と熊本県伝統工芸館（以下「組合等」という）を通して行います。また、伝統的工芸品を製造する事業者あるいは個人についても応募することができます。

7 申請

応募される方は、申請書とその他の書類を所属する組合等を通じて提出していただきます。詳しくは当社あるいは組合等へお問い合わせください。必要書類は次の通りです。

なお、申請書類は当社ホームページからダウンロードできます。

(http://www.kyuden.co.jp/company_local-social_localpromotion_young_index)

(必要書類)

- 九州電力若手工芸家国内外派遣研修申請書
- 派遣研修計画書
- 経歴書
- 所属する組合等の推薦書
(組合未所属者の場合は、それに準じるもの)

8 スケジュール (平成 21 年度)

日 程	内 容
4 月 8 日 (水曜日) ↓ 5 月 22 日 (金曜日)	・ 募集開始 ・ 募集締切
6 月初旬 ↓ 6 月中旬	・ 選考委員会 ・ 派遣研修者の決定通知
8 月以降 ↓ 派遣研修終了後 ↓	・ 派遣研修の実施 ・ 研修費用の精算 ・ 研修実施報告書の提出